

《 目 次 》

| | |
|-------------------------|----|
| I. 危機管理に関する基本方針 | 4 |
| 1. 目的 | |
| 2. 危機管理 | |
| 3. 危機管理の範囲 | |
| 4. 危機管理の基本方針 | |
| II. 危機予防体制 | 5 |
| 1. 危機管理のための組織体制 | |
| 2. 危機事象に対応する基本的な備え | |
| 3. 想定される危機事象 | |
| 4. 事前対応 | |
| 5. 応急対応 | |
| 6. 事後対応 | |
| 7. 点検及び整備 | |
| 8. その他 | |
| III. 事象別個別危機対策（個別マニュアル） | |
| 1. 自然災害 | 10 |
| (1) 台 風 | |
| (2) 地震・津波 | |
| (3) 水害（豪雨等） | |
| 2. 海難（水難）事故 | 15 |
| 3. 重大な事故 | 20 |
| (1) 火 災 | |
| 4. 健康被害 | 21 |
| (1) 食中毒 | |
| (2) 熱中症 | |
| 5. その他の事故・事件 | 23 |
| (1) けが人・病人 | |
| (2) 暴力行為 | |
| (3) 不法侵入・防犯 | |
| (4) 盗難 | |
| (5) 個人情報等セキュリティ | |
| (6) 危険動物等の侵入 | |
| 6. 設備安全管理上の事故 | 26 |
| (1) 灯浮標 | |
| (2) 断水・漏水 | |
| (3) ガス漏れ | |

- (4) 停 電
- (5) 入浴施設の衛生管理
- (6) 高温時の熱中対策
- (7) 感染症対策

| | | |
|-------------|-------|----|
| IV. 緊急連絡先一覧 | | 32 |
| V. その他資料 | | 33 |
| (1) 津波避難経路 | | |
| (2) 被害状況報告書 | | |
| (3) 事故報告書 | | |
| (4) 安全巡視点検表 | | |

I. 危機管理に関する基本方針

1. 目的

この大阪府立青少年海洋センター(以下「海洋センター」という。)危機管理マニュアルは、海洋センター安全管理規程に基づき、危機の発生に際し最も効果的な体制を迅速に構築することで、職員及び利用者等の生命・財産、あるいは施設等に重大な被害が発生する恐れがある様々な危機の未然防止、また、被害・損失等の軽減をはかることを目的とする。

2. 危機管理

海洋センターにおける「危機」とは、海洋センター利用者等の生命・身体もしくは財産に及ぼす重大な被害・損失が生じる又は生じるおそれのある緊急の事態をいう。

危機管理とは、危機発生時において、原因及び状況の把握・分析並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対処することをいう。

危機発生時の初動から、予測による起こりうる様々な状況への事前段階からの活動も危機管理に含める。

3. 危機管理の対象範囲

海洋センターが直面する危機事象は多様であり、危機管理マニュアルに定める危機管理の範囲は次のとおりとする。

(1) 自然災害

台風、地震、風水害等の自然災害の対応

(2) 海難(水難)事故

水難事故、舟艇プログラムの対応

(3) 重大な事故

火災発生時の対応

(4) 健康危機

食中毒、飲料水事故、感染症や有害物質による健康被害等の対応

(5) その他の事故・事件

怪我・病気、不審者侵入等の対応

(6) 設備安全管理上の事故

危険物による事故、建物・設備の損壊等の対応

(7) 個人情報の事故

情報ネットワークの事故、情報漏洩等の対応

4. 危機管理の基本方針

(1) 指定管理グループが連携した危機管理体制を構築する。

(2) 対応の不十分な危機に対して必要な対策を講じる。

(3) 職員の危機意識を向上させるため、教育・訓練を実施する。

(4) 危機管理に関する活動状況や結果を点検・見直す仕組みを構築する。

II. 危機予防体制

1. 危機管理のための組織体制

海洋センターにおいて発生する様々な事象に伴う危機について、迅速かつ適切に対処するため、海洋センター全スタッフが参画した事故等発生予防のための危機管理体制を確立する。

(1) 海洋センターにおける危機管理の実施に関し、必要な事項を検討するため、安全管理委員会を設置する。

①安全管理委員会の責任者は所長とする。

②安全管理委員会は次の業務を行う。

- ・危機管理計画の策定や実施方法に関すること
- ・緊急時の情報伝達方法の整備に関すること
- ・危機管理マニュアル等の作成、見直し等に関すること
- ・危機管理に関する研修や訓練の実施に関すること

(2) 危機事象等により、必要に応じ、対策本部を設置する。

①本部長は所長とする。

②対策本部は次の業務を行う。

- ・情報の収集及び分析に関すること
- ・必要な対策の決定及び実施に関すること
- ・利用者等への情報提供に関すること
- ・関係機関との連携に関すること
- ・指定管理グループとの連携に関すること

(3) 海洋活動安全管理担当者（MC）チームを設置し、海洋活動における安全管理の方策を検討実施する。

2. 危機事象に対応する基本的な備え

(1) 海洋センター危機管理マニュアルを策定する。

①部門ごとに危機管理に対応する組織、役割、行動計画を策定するとともに、随時見直しを行い、安全管理委員会の承認を得る。

②部門ごと、想定される危機事象等に備え、項目別に対応マニュアルを作成する。

(2) 危機管理教育・訓練計画を実施する。

海洋センター全体及び部門ごとに、対応マニュアルに沿った研修を実施する。

(3) 常に気象情報の把握につとめる。

(4) 回線切断、停電等の場合に備え、利用者（宿泊者）名簿、及びグループの活動予定、

部屋等の書類を整理しておく。

また、情報収集手段として、電池式ラジオを常備しておく。

(5) 避難場所（海風館）経路を明示しておく。

(6) 緊急連絡先を明示しておく。

救急、消防、警察、海上保安庁、各病院、大阪府福祉部青少年支援課、岬町、
所長（職員）、グループ2社の本社・本部、等

(7) 緊急時対応の為の備品、設備を準備する。

・事務所ー ラジオ・テレビ・パソコン・ハンドマイク・無線機・懐中電灯・救急薬品・
担架・毛布・双眼鏡

・キャビンー ラジオ・パソコン・ハンドマイク・無線機・救急薬品・毛布・双眼鏡

・監視救助艇ー 法定備品・無線機・ハンドマイク

3. 想定される危機事象

下記危機事象が想定されるので、事象毎のマニュアルを作成する。

- ① 台風
- ② 地震・津波
- ③ 水害（豪雨等）
- ④ 海難（水難）事故
- ⑤ 火災
- ⑥ 食中毒
- ⑦ 熱中症
- ⑧ けが人・病人
- ⑨ 暴力行為
- ⑩ 不法侵入
- ⑪ 盗難
- ⑫ 個人情報等セキュリティ
- ⑬ 危険動物等の侵入
- ⑭ 灯浮標
- ⑮ 断水・漏水
- ⑯ ガス漏れ
- ⑰ 停電
- ⑱ 入浴施設における病気発症
- ⑲ 高温時の熱中対策
- ⑳ 感染症予防対策

4. 事前対応

危機事象に関する事前対応は、次のとおりとする。

(1) 研修・訓練の実施

①海洋センター管理部長は、職員の危機管理意識の向上をはかるため、研修を実施する。

②所長は、主管業務に関する防災訓練を実施する。

(2) 予防対策

所長は危機事象の発生を防止・軽減するため、事前の情報収集に努め、必要な対策を講じる。

(3) 情報収集

所長は、危機事象に適切に対応するため、事前の情報収集に努め、必要な対策を講じる。

(4) 体制の整備

所長は、勤務時間外における職員の緊急連絡網の確立、関係先の緊急連絡方法について確認、危機事象への対応を円滑に行うための職員の役割分担、必要な資材・物品の点検など緊急時の体制を整備する。

(5) 緊急時の職員の配置

海洋センター管理部長は、次の基準により、緊急時の職員配置をする。

| | 配置区分 | 基本配置職員 |
|----|----------------------------|---|
| A号 | 小規模な危機事象の発生が予測され、または発生した場合 | ・ 本社管理部長 ・ 本社総務部長 ・ 本社管理部職員 ・ 海洋センター課長以上の職員 ・ その他必要な職員 ただし、地震発生時は、指定された職員は自動配置とする。 |
| | 大阪府内で震度5弱の地震が発生した場合 | |
| B号 | 中規模の危機事象の発生が予測され、または発生した場合 | ・ 社長 ・ 本社管理部長 ・ 本社総務部長 ・ 海洋センター課長以上の職員 ただし、地震発生時は、指定された職員は自動配置とする。 |
| | 大阪府内で震度5強以上の地震が発生した場合 | |
| C号 | 重大な危機事象の発生が予測され、または発生した場合 | ・ B号に加え、海洋センター職員全員 |

(6) 対応マニュアルの作成

所長は、主管業務における予測される危機事象に適切に対応できるよう、危機事象別の対応マニュアルを作成する。

(7) 保険加入

海洋センター管理部長は、事故等が発生した場合に備え、賠償責任保険ならびに主催事業参加者、利用者、ボランティアスタッフの傷害保険に加入する。

5. 応急対応

危機事象が発生し、または発生する恐れがある場合の対策は、次のとおりとし、危機

事象ごとに定めるマニュアルを基本に対応する。

(1) 情報の収集・報告

所長は、危機事象が発生する恐れがある場合は、情報の収集に努め、それらの情報を記録し一元管理を図るとともに、社長へ報告する。

(2) 突発的な危機事象発生時の初動対応

事業現場や施設において、突発的な危機事象が発生した場合における一時的に対応する職員は、関係職員と連携し、次の初動対応を行う。

- ①避難誘導など人命優先の安全確保
- ②被災者の確認、けが人に対する応急措置
- ③救急、消防、警察等関係先へ緊急通報
- ④火災防止、危険物漏洩防止、危険場所への立ち入り禁止措置など被害の拡大防止措置
- ⑤被害状況など事実関係の確認及び当面の必要な措置等について、検討ならびにそれらの上司への報告

(3) 対応の検討・実施

- ①所長は危機事象対応マニュアルにも続き対応するとともに必要な措置について、検討、社長と協議の上、速やかに実施する。
ただし、その暇がないときは、事後速やかに報告する。
- ②海洋センター管理部長は、危機事象に対応するため、必要な職員配置（A号～C号）を決定し、所長に報告するとともに、職員の配置を行う。
- ③海洋センター管理部長は危機事象の状況など必要により、職員配置の増員、配置区分の変更を行う。

(4) 地震発生時の緊急配置

- ①大阪府内において震度5弱の地震が発生した場合は、A号配置、震度5強以上の地震が発生した場合はB号配置とし、職員は速やかにセンターに参集する。
- ②交通機関の不通など、やむをえない事情で参集できないときは、自宅待機とする
- ③必要により自家用車等を利用する場合は、事後速やかに海洋センター管理部長に報告する。
- ④緊急事態により連絡網が十分に機能しない場合においても、職員は情報収集に努め、適宜対応する。

(5) 現地災害対策本部の設置

- ①社長は、危機事象に対応するため、必要に応じ対策本部を設置する。
- ②災害対策本部は、必要により本社と現地にそれぞれ設置する。現地対策本部長は所長とする。
- ③現地対策本部の組織および役割分担は、おおむね次のとおりとする。

| 組織 | 責任者・構成員 | 主な担当業務 |
|----------|---------------------|---|
| 本部長 | 所長 | 対策本部の総括 |
| 副本部長 | 副所長 | 本部長の補佐 |
| 総務班 | 班長：管理部長 班員：管理部職員 | 本部の運営管理、関係機関との連絡調整、記録、広報、資材調達、庶務経理ほか |
| 対策班 | 班長：事業部長 班員：事業部職員 | 事実関係の把握と対策の検討・指示、必要な資材等の確認、収束・安全の確保 |
| 情報・広報・救護 | 班長：管理部長 班員：管理部職員 | 被災者の救護、応急措置、避難誘導、二次災害防止、病院との連絡調整、家族等への対応、現場への応援ほか |

(6) 関係者・関係機関・報道機関への対応

- ①所長は、事業参加者・施設利用者・被害者などの関係者への情報提供、報告、見舞いなど適切に対応する。
- ②関係機関ならびに報道機関への報告等（軽易なものは除く）は、センター管理部または本社災害対策本部が一元的に対応する。

6. 事後対応

危機事象が収束した後の対応は、次のとおりとする。

(1) 安全性の確認

現地災害対策本部長は、危機事象がおおむね収束した段階で安全性の確認を行なったうえで、避難や禁止事項の解除など原状回復を行う。

(2) 職員配置の変更、解除

所長は、危機事象の収束状況に応じて、職員配置を変更または解除する。

(3) 被害者への対応

管理部長は危機事象により被害者が発生した場合は、見舞いや保険対応、保障など必要な措置を講じる。

(4) 関係機関への報告等

管理部長は、関係機関・関係先に対し、必要な報告・届出などを行う。

(5) 再発防止策、マニュアルの見直し

所長は、危機事象に対する対応の評価を行い、再発防止策を検討、対策を講じるとともにマニュアルの見直しを行う。

7. 点検及び整備の実施

- (1) 防災施設・設備・備品及び施設設備全般の日常点検項目を整備、責任者を定めて

点検し、異常個所の早期発見と整備作業を実施すると共に、記録を保管する。

(2) 実施内容

- ・ 日常・定期点検・法律に定められた点検整備を実施する。
- ・ 各施設の危険箇所の点検を実施する。
- ・ 点検時以外でも異常が発見された場合は、速やかに報告し整備する。
- ・ 緊急・応急処置用の資材等を確保し保管する。

8. その他

- (1) 事故等に備えて、施設の管理者賠償保険に加入する。
- (2) 事故等に関する情報を常に収集し、必要な情報を共有化する。
- (3) 危機管理に関する法規制、要綱、規定、マニュアルの最新版を整備保管する。

III 事象別危機対策

海洋センターでは様々な事象による危機への対応が異なるため、危機発生時の具体的な対応について、次の事象別マニュアルにより対処する。

1. 自然災害

(1) 台風

①情報の収集

- ア 台風の発生情報の把握
- ・ インターネット、テレビ等による情報の収集
- イ 台風対策の検討
- ・ 利用者の受入れと活動内容の調整
 - ・ 施設及び舟艇の管理

②台風接近前の対応

- ア 利用者に対する対応
- ・ 利用者の確認及び活動計画の確認
 - ・ 給食の確認
 - ・ 状況により、受け入れ中止の通知及び利用者の退所の勧告
 - ・ 利用団体の活動プログラム計画変更等の打合せ
- イ 接近前の対応
- ・ 台風情報のインターネット、テレビ等による定期的な収集
 - ・ 施設の状況確認
 - ・ 艇の保管、係留状況の確認と必要な補強
 - ・ 台風の規模、様態又は状況に応じた職員の配備体制の決定

③台風通過時の対応

- ア 台風情報のインターネット、テレビ等による定期的な情報収集
- イ 状況を見ながら施設内巡回

④台風通過後の処置

- ア 施設などの被害状況の把握
 - ・記録写真
 - ・固定ロープの解除等
 - ・台風対応の記録・保管
- イ 施設内の散乱物等の片付け、回収、撤去
- ウ 破損箇所の応急補修
- エ 利用者への通知と活動内容の調整

⑤被害状況の報告

- グループ2社の本社・本部
 - ・ ナンプフードサービス株式会社 072-244-3541
 - ・ 特定非営利活動法人 ナック 06-4256-7178
- 大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課 06-6944-9147

(2) 地震・津波

①一般的な心得

- ア 地震に対する心得
 - ・ 南海・東南海地震の揺れは、ゆったりとした周期の長い揺れが数分程度続くことが予想される。
 - 無理に屋外に飛び出すとかえって危険なため、あわてて飛び出すことなく、揺れが収まるのを待って、落ち着いて行動する。
 - ・ 南海・東南海地震は同時に発生し、少しの時間差を待って発生するおそれがある。本震の後の強い余震にも十分気をつける。
 - ・ 阪神淡路大震災の死者は、8割は家屋の倒壊による圧死であったことから、強い揺れによって転倒・落下する家具等は危険な凶器となるので、自宅や会社の家具やロッカーなどを固定し、転倒防止対策に心がける。
 - ・ 地震が発生してからあわてることの無い様、日頃から非常持ち出し品の準備・避難所の確認などに気を止め、災害に備える。

《対応手順》

- ・ 強い揺れを感じたら、先ず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠し、座布団などで頭部を保護する。

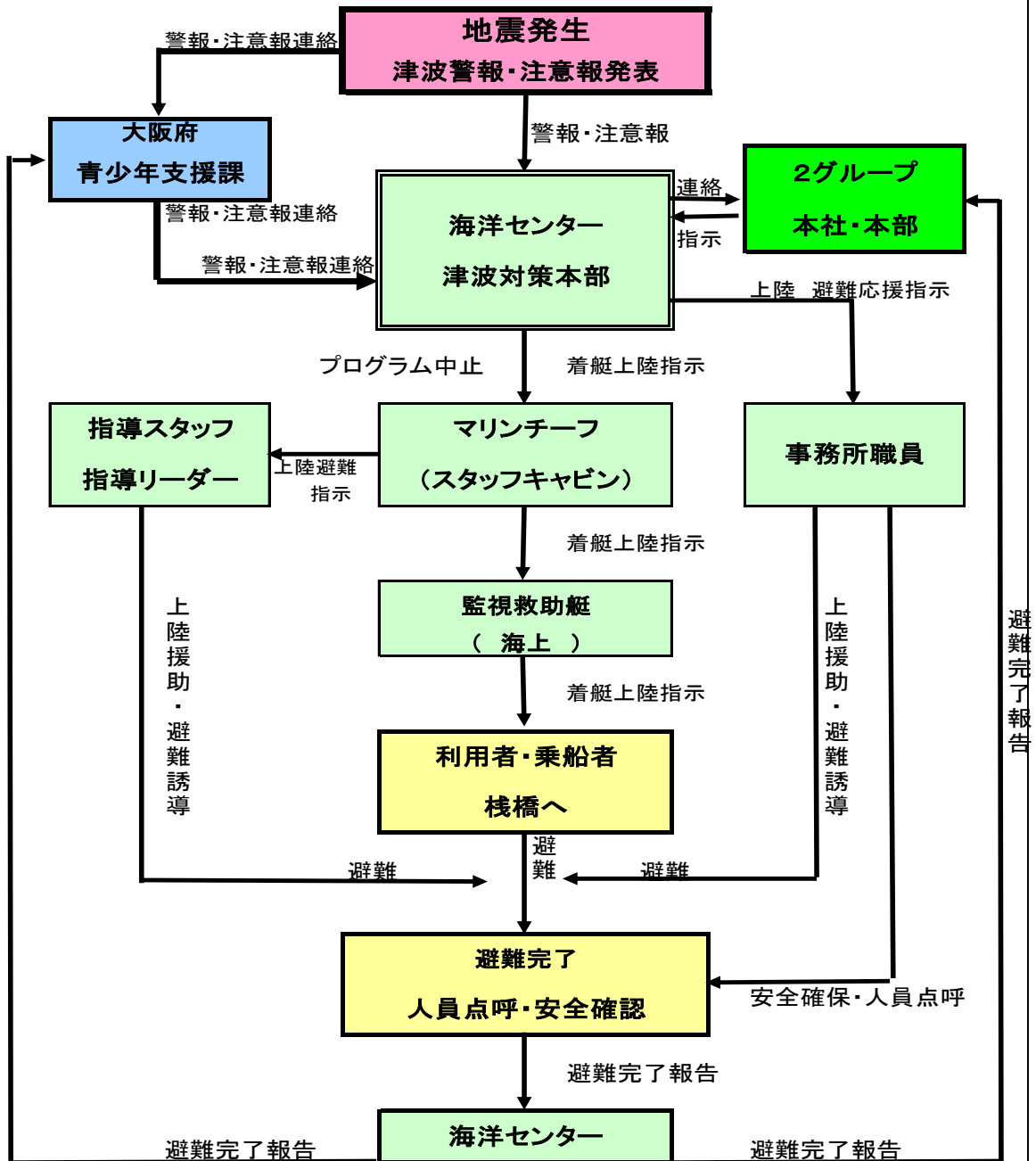
揺れが収まれば、使用中のガス器具を止め、元栓を締めるなど、素早く火の始末をする。

- ・周囲の安全確認・確保を図り、必要に応じ安全な場所へ誘導する。
- ・負傷者の有無と状況確認を行い、負傷者があれば、安全な場所を確保し、応急措置をする。

イ 津波に対する心得

- ・正しい情報をインターネット、テレビ、気象庁ホームページ、広報車などを通じて入手する。
- ・海岸や河川敷で強い地震を感じたときや、弱い地震でも長い時間ゆったりとした揺れを感じたときは、直ちにその場所を離れ、急いで安全な場所（海風館駐車場）に避難する。
どうしても間に合わない時は、3階建て以上の鉄筋コンクリートの建物に一時的に避難する。
- ・地震を感じなくても、津波警報が発令された時には、直ちに海風館又は安全な場所（広域避難所）に避難する。
- ・津波注意報でも、局所的に大きな津波が押し寄せる時がある。
海水浴や釣りなど、海や川に近づかないようにする。
また、珍しいからといって津波の見物に出向くことは、絶対に止める。
- ・津波注意報程度の小さい津波でも、とても速い流れが発生する場合があるので、海水浴や、操船中の船舶などは、直ちに安全な場所に避難する。
海のプログラムを実施している場合は即中止し避難する。
- ・津波は繰り返し何度も押し寄せるので、警報・注意報解除まで警戒を怠らない。

②地震・津波対応手順



ア 地震・津波情報

- ・正しい情報の入手ー ラジオ、テレビ、気象庁ホームページ、大阪府

イ 施設利用者・職員への通報

- ・津波警報、注意報発令後、事務所職員は直ちに場内放送等にて通報する。

ウ 海洋センター津波対策本部の設置

- ・地震発生、津波警報、注意報の発令後、直ちに所長を本部長とする対策本部を設置する。
- ・対策本部は、次の処置を行う。

マリンチーフ（スタッフキャビン）へ、プログラムの中止、着艇上陸及び避難指示。

全職員に、上陸・避難応援を指示する。

エ マリンチーフからの指示

- ・指導スタッフ、指導リーダーは、上陸援助及び非難誘導を行うこと。
- ・監視救助艇は、直ちに着艇上陸を指示し、利用者・乗船者は棧橋へ上陸後スタッフの誘導に従い避難すること。
その場合、人命第一、舟艇第二を原則とし、（南海・東南海地震の場合は、20分以内に上陸出来る様にする。）津波の予想時間に合わせ、監視救助艇に、曳航開始など具体的に指示すること。

オ 避難場所への誘導（対策本部の指示により、次のいずれかとする）

- ・海風館・・・時間的余裕のある場合（棧橋から10分、本館から5分）
- ・本館3階以上・・・避難時間のない場合
- ・避難誘導は、職員・スタッフ等、全員で行う。

カ 人員点呼・安全確認

- ・施設利用者名簿を基に、避難場所ごとの人員点呼を行い、全員の安全を確認する。
- ・避難完了報告を、対策本部にする。

キ 対策本部による避難完了報告先

○ グループ2社の本社・本部

・ ナンプフードサービス株式会社 072-244-3541

・ 特定非営利活動法人 ナック 06-4256-7178

大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課 06-6944-9147

(3) 水害（豪雨等）

①情報の収集

ア 大雨・局地的豪雨等の発生情報の把握

- ・インターネット、ラジオ、テレビ等による情報の収集

イ 水害対策の検討

- ・ 利用者の受入れと活動内容の調整
- ・ 施設及び舟艇の管理

②大雨・局地的豪雨等の対応

ア 利用者に対する対応

- ・ 利用者の確認及び活動計画の確認
- ・ 給食の確認
- ・ 状況により、受け入れ中止の通知及び利用者の退所の勧告
- ・ 利用団体の活動プログラム計画変更等の打合せ

イ 接近前の対応

- ・ 大雨情報のインターネット等による定期的な収集
- ・ 施設の状況確認
- ・ 艇の保管、係留状況の確認と必要な補強
- ・ 大雨・局地的豪雨等の規模、様態又は状況に応じた職員の配備体制の決定

③大雨・局地的豪雨等の通過時の対応

ア 気象情報のインターネット等による定期的な情報収集

イ 状況を見ながら施設内巡回

④大雨・局地的豪雨通過後の処置

ア 利用者の安全確認

イ 施設などの被害状況の把握

- ・ 記録写真
- ・ 固定ロープの解除等
- ・ 水害対応の記録・保管

ウ 施設内の散乱物等の片付け、回収、撤去

エ 破損箇所の応急補修

オ 利用者への通知と活動内容の調整

⑤被害状況の報告

○ グループ2社の本社・本部

- ・ ナンプフードサービス株式会社 072-244-3541
- ・ 特定非営利活動法人 ナック 06-4256-7178

○ 大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課 06-6944-9147

2. 海難事故

海洋センターにおいて実施されるプログラムの中で、舟艇プログラムの管理体制の確立と

安全確保を図るため、海上衝突予防法、港則法、船舶職員法に加え、特に遵守すべき事項を定める。

(1) 安全への基本姿勢

- ① 人命の尊重を第一に考える。
- ② 危険因子の除去に努める。
- ③ 安全に対する啓発に努める。
- ④ 緊急事態に備え、救助体制を確立する。
- ⑤ 利用者の安全に関する注意事項を確認し、事故防止に努める。
- ⑥ 参加者の人数把握を確実にを行う。(乗船名簿提出の義務付け)

(2) 船舶使用の遵守事項

- ① 所長(又はその日の責任者)の責任のもと船舶を使用する。船舶を使用した場合は、使用船、人員、出発時間、帰着時間等を記録する。
- ② 動力船にあつては、理由の如何を問わず定員を遵守する。
- ③ 乗船者は、必ずライフジャケットを着用する。
なお、動力船(監視救助艇及びはくちょう号)の乗船者は全員桜マークのライフジャケットを着用する。
- ④ 所長(又はその日の責任者)は、船舶への乗船が危険と見なされる者は、乗船をさせないことがある。
- ⑤ 所長(又はその日の責任者)は、船舶使用中、危険と思われる事態が予測される場合は、使用の中止を命ずることがある。
- ⑥ 船長及び艇長は、船舶の取扱いには特に注意をするとともに、船舶の安全を確認のうえ使用し、使用後は損傷の有無を点検し、所長(又はその日の責任者)に報告する。
- ⑦ 船種別の細目は次の通りとする。
 - 動力船 ア 有資格者で、所長の認めた者が操船する。
 - イ プログラム運営、監視、連絡、救助、調査を目的として使用する。
 - ウ 法の定めた安全備品を積載する。
 - エ 航行区域は、法の定めた制限を厳守する。
 - 非動力船 ア 職員の運営のもとに、監視救助体制が整った時のみ使用できる。
 - イ 指定する時間及び海域を遵守する。

(3) 舟艇プログラム実施上の遵守事項

舟艇プログラムに関する舟艇や人員の配置については、当日任命された担当職員{以下マリナー(海上責任者)という}が決定し、円滑なプログラム運営を図るとともに、安全に関する配慮を行う。

- ① 時間帯
活動時間帯は、次の通りとする。

○午 前 9時30分から12時00分

○午 後 13時00分から17時00分

但し、職員及び専属指導者等の研修訓練や主催事業等で、所長（又はその日の責任者）が必要と認めた場合はこの限りではない。

② 活動期間

- ・カッター 3月～12月（年末年始を除く）
- ・エンジン艇 3月～12月（年末年始を除く）
- ・ヨット（OP・ディングー） 3月～11月
- ・カヌー 3月～12月
- ・いかだ 6月～10月

但し、職員及び専属指導者等の研修訓練や主催事業等で、所長（又はその日の責任者）が必要と認めた場合はこの限りではない。

③ 海域の指定

使用海域は、淡輪港西防波堤基点より、黄3号灯浮標から黄5号灯浮標を含む概ね1km以内とする。但し、プログラム運営上の必要性や対象、当日の天候、潮流等により、所長（又はその日の責任者）及びマリンチーフが必要と認めた場合はこの限りではない。

④ 気象条件

ア 使用海域の状況が、次のいずれかに該当するときは、舟艇プログラムを中止する。

- ・警報が発令されているとき（岬町及びその周辺地域）
- ・気象注意報が発令され（岬町及びその周辺地域）、気象状況が下記の項目に該当するとき
- ・平均風速が次に該当するとき
 - カッター : 平均風速8m/sec以上のとき
 - OP : 平均風速8m/sec以上のとき
 - ディングー : 平均風速8m/sec以上のとき
 - カヌー : 平均風速8m/sec以上のとき
 - エンジン艇 : 平均風速8m/sec以上のとき
 - いかだ : 平均風速8m/sec以上のとき
- 実施エリアを港内に限定する場合は、全艇平均風速10m/sec
- ・瞬間風速 12m/sec 以上のとき。
- ・局地的変則風があつて、出着艇が困難な時。
- ・水温が10℃以下の時。但し、いかだは原則20℃以下とする。
- ・荒天、落雷、天候の急変等が予測される時。

但し、所長（又はその日の責任者）及びマリンチーフが実施可能と認めた場合はこの限りではない。

イ 降雨等の天候不良時でアの中止基準に至らない気象条件の場合は、プログラム内容を限定せず実施する。但し、実施にあたっては、マリンチーフが団体側責任者とプログラム内容及び海域を調整決定の上実施する。

⑤ 参加者のチェック

- ・参加者の乗船名簿を受領する。(乗船名簿の提出を義務付ける)
- ・乗船名簿により乗船人数の点呼・確認する。
- ・体調不良の場合は、無理に乗船させない。
- ・プログラムを実施するのに適した服装、装備を着用させる。

⑥ プログラムの確認打合せ

マリンチーフは事前に団体側責任者とプログラム内容の確認打合せを行い、プログラム実施の可否及びプログラム実施方法を決定する。

⑦ プログラム中の中止・内容変更

所長（又はその日の責任者）及びマリンチーフが天候の急変や艇の破損等でプログラムの継続が危険と判断したときは、プログラムの中止または内容変更を命ずることがある。

マリンチーフはプログラムの中止または内容変更等を無線を通じて監視救艇のプログラム担当職員に指示を行う。プログラム担当職員は各艇の船長に対しその指示を伝達する。

(4) 監視救助及び緊急時の体制

① 監視救助は次の体制で行うが、海域の状況、参加者の技能、プログラムの内容等により、適宜強化する。

- ・監視救助艇又は待機救助艇を一艇以上配置する。
- ・業務無線、携帯電話又はハンドマイク等により、陸上及び舟艇間の連絡を行う。
- ・緊急時に備え、陸上では保温設備、救急薬品等を備え、医療機関を確保する。

② 自力で帰港出来なくなり、危険回避のために救助が必要と判断される場合は人命の救助を第一に考え、危険因子の除去に努め、速やかに救助活動を開始する。

●ヨットの場合

- ・転覆した時は、艇から離れず救助を待つ。
但し、転覆処理が可能な場合は、速やかに行う。

●カッターの場合

- ・自力で帰港出来なくなったときは、業務無線、旗、かい立て等で監視救助艇に連絡し、その指示に従う。

●カヌーの場合

- ・転覆したときは、速やかに脱出し、艇から離れず救助を待つ。
但し、転覆処理が可能な場合は、速やかに行う。

●イカダの場合

- ・自力で帰港できなくなったときは、転覆しないように風下へ流されながら救助を待つ。

●エンジン艇の場合

- ・自力で航行できなくなった時は、速やかに業務無線又は携帯電話でマリニチーフに連絡し、その指示に従う。

なお、監視救助艇により、カッター等を曳航救助する場合は、下記に定める手順に従い曳航するとともに、曳航される艇の状況を常に確認し、二次災害につながらないように安全に曳航する。

③ 曳航救助手順

各プログラム艇の基本的な曳航手順は下記のとおりとする。なお気象及び海面状況等により、これに限らずより安全な曳航手順をとる場合がある。但し人命第一であり、必要な場合は艇を放棄し人員の救助のみを行う。また曳航を開始する場合は、監視救助艇は無線でマリニチーフに連絡を行う。

●ヨットの場合

- ・曳航されるヨットは艇を風上に向けて停止し曳航ロープを解索する。
- ・監視救助艇は船首に近づき曳航ロープを受け取り船尾に結索する。
- ・ヨット乗員は船尾よりに移動し、姿勢を低くして監視救助艇の動きに舵を合わせる。またシート等を解放状態にするとともに、監視救助艇の指示によりセールをダウンすることもある。
- ・監視救助艇は曳航ロープが伸びきるまでは微速前進し、その後海面状況を見ながら安全なコースで曳航する。
- ・安全な曳航解除ポイントにてゆっくり減速し曳航ロープを離す。

●カッターの場合

- ・曳航されるカッターの船長は乗員に「かい組め」を指示した後、船首に移動し曳航ロープを準備する。
- ・監視救助艇は曳航ロープを受け取り船尾に結索する。
- ・船長は曳航ロープを渡したのち船尾に戻り、乗員に対し「中央よりに移動」の指示を行い監視救助艇に「準備良し」の合図を出す。
- ・合図を受けた監視救助艇は曳航ロープが伸びきるまでは微速前進し、その後海面状況を見ながら安全なコースで曳航する。
- ・監視救助艇は曳航中、常に曳航される艇の状況を確認し二次災害に備える。また船長は乗員の状況を観察し、異常があれば直ちに監視救助艇へ連絡する。
- ・安全な曳航解除ポイントにてゆっくり減速し曳航ロープを離す。

●カヌーの場合

- ・救助が必要な艇に監視救助艇が近づき、まず乗員を救助する。
- ・余裕がある場合は艇とパドルを回収する。余裕のない場合は、艇等は放棄し後で回収に向かう。
- ・安全なポイントに移動し、乗員の意思を確認し再漕艇させる。
- ・再漕艇の意思のない場合は接岸し乗員を降ろす。

●イカダの場合

- ・監視救助艇はイカダに接舷し曳航ロープを受け取る。

- ・ 監視救助艇は曳航ロープを船尾に結索する。
- ・ 監視救助艇は乗員に対し「足をあげる」の指示と、曳航中は前が沈み海水が座席を越えることを伝えたのち微速で曳航する。
- ・ 曳航中は常に曳航されるイカダの状況を確認し、乗員の転倒や落水等に注意する。
- ・ 安全な曳航解除ポイントにてゆっくり減速し曳航ロープを離す。

●エンジン艇の場合

- ・ 監視救助艇は曳航される艇に接舷し曳航ロープを受け取り船尾に結索する。
- ・ 監視救助艇は曳航ロープが伸びきるまでは微速前進し、その後海面状況を見ながら安全なコースで曳航する。
- ・ 曳航される艇の職員は監視救助艇に舵を合わせる。
- ・ ポンツーンに接岸ののち曳航ロープを離す。

④ 天候の急変等により緊急事態が発生し、あらかじめ配置された体制では、救助活動が困難と判断された場合、マリナーは、速やかに所長（又はその日の責任者）に連絡し、センター全体での緊急救助体制に移行する。

⑤ センター全体での緊急救助体制では、所長（又はその日の責任者）が全体の指揮を取り、マリナーはその指揮下にはいる。

(5) 関係機関との連携

重大な事故が発生した時は、ナンブフードサービス株式会社（本社）はもとより下記の関係機関へ連絡指示を受ける。

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 関西空港海上保安航空基地 | 072-455-1236 |
| ② 泉南警察署 | 072-471-1234 |
| ③ 岬消防組合 | 072-492-0119 |
| ④ 大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課 | 06-6944-9147 |

3. 重大な事故

(1) 火災

①火災予防対策

- ア 建築物・火気使用設備器具・危険物等の 管理・点検及び表示
- イ 消火設備などの点検整備
- ウ スイッチ・元栓の点検確認（電気・ガス）
- エ 医薬品などの整備状況の点検
- オ 自衛消防訓練
 - ・ 年2回以上の自衛消防訓練を実施（通報・消火・避難）
- カ 防災教育
 - ・ 年2回以上防災教育を実施し記録を保管すること
 - ・ 消防設備の取扱い実践教育（消火器・屋内消火器）

・特殊火災事例に基づく教育

②火災発生対応手順

- ア 自動火災報知設備が作動
- イ 防災監視盤にて表示区画確認

「只今、火災報知機が作動しました。場所は〇〇です。只今、現場確認を行っていますので次の指示があるまで静かにお待ち下さい。」 2回繰り返す

- ウ 火災現場確認ー（点灯した表示灯区域を確認）

●誤報の場合ー・非常放送設備で

「先ほど非常ベルが鳴りましたが、調査の結果、異常ありませんでしたのでご安心下さい。」 2回繰り返す

●火災確認時の場合ー・非常放送設備で

「利用者の皆様にお知らせ致します。只今、〇階の〇〇で、火災が発生致しました。職員の指示に従って避難して下さい。エレベーターは、使わないで下さい。」 繰り返す

- エ 避難誘導 . . . 点呼（避難場所に集合させ人員確認）
- オ 初期消火 . . . 消火器及び屋内消火栓
- カ 119番通報 . . . 消防車の要請（火災通報装置により）
※エ・オ・カは、ほぼ同時に行うこと
- キ 現況報告 . . . 出火原因、被害状況等の報告

○グループ2社の本社・本部

- ・ナンプフードサービス株式会社 072-244-3541
- ・非特定営利活動法人 ナック 06-4256-7178

○大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課 06-6944-9147

4. 健康危機

(1) 食中毒

①食中毒予防対策

ア 海洋センター衛生管理マニュアル（別添資料参照）に基づく従業員教育・訓練を計画的に実施、徹底させる。

○マニュアルの主な内容

- ・食材の受け入れ、検収、保管、
- ・食品の取扱い、調理、盛付、配膳、
- ・従業員の衛生管理（健康、検便、服装、手洗い等）
- ・厨房・食堂ホール、設備の管理、（整理・整頓、清掃、消毒、害虫駆除）

- イ 提供する食事の安全保障の為の点検・記録
 - ・使用食品の衛生点検・記録（受け入れ時の温度、品質）
 - ・食品保管（冷蔵庫の温度、相互汚染）
 - ・調理確認（中心温度、加熱温度、一次保管場所の温度）
 - ・保存食（食材及び調理済み食品・・・2週間）
 - ・日常点検・記録表（従業員の衛生、水…残留塩素・・・別添資料参照）
- ウ 衛生管理強化月間の設定（5月～10月）
 - ・強化月間を通じ、従業員教育・研修を集中的に実施する。
 - ・衛生管理全般のチェック・フォロー（評価）により、管理レベルの向上を図る。
 - ・本社に於ける衛生管理責任者（事業所責任者）教育の徹底。（期間中7回実施）
 - ・禁止食品、禁止献立の設定。

②利用者の食中毒予防

- ア 手洗いの励行
- イ 自炊の場合
 - ・食品の十分な水洗いととも、一次保管場所とその温度に注意する。
 - ・調理は、中心部まで過熱させる。
 - ・調理後すぐに喫食させる。
 - ・持参食品の衛生管理指導を行う。
- ウ すいさん材料の持ち込みの禁止
食中毒の予防のため、すいさん材料の持ち込みは、原則禁止とする。

③食中毒発生時の対応

- ア 状況を把握する。
 - ・食中毒又はそのおそれのある状況の通報を受けた者は、現状を確認する。
 - ・状況に関連する情報を収集する。
- イ 海洋センターの定める「緊急連絡先」に従い、関係者に連絡する。
 - ・発症経過と処置の報告
- ウ 食中毒発生後の処置、対応、対策については、所轄保健所の指示に従い、行動する。（指示については、記録する。）
- エ 所長の指示のもと、「食中毒対策チーム」を編成し、原因の究明、再発防止策を進める。
- オ 利用者への対応
 - ・利用者に保健所の調査結果報告をする。
 - ・症状の出た利用者にはお見舞いする。
 - ※お見舞い品、治療費の請求書など持参、説明
 - ・症状の出なかった利用者には、文書（お詫び状）を送る。
- カ 復旧対策
 - ・当該施設の消毒、殺菌

- ・原因究明の徹底
- ・二次汚染防止の処置
- ・再発防止策の実施
- ・事後の情報収集
- ・訴訟対応
- ・マニュアルの見直しと、従業員再教育
- ・設備の改善

キ 利用業務

- ・利用受け入れ停止を含めた活動停止の検討
- ・利用料金の払い戻し
- ・全職員(専属指導者含む)に、衛生管理の指導徹底

ク イメージアップ・キャンペーンの展開。

④関係協力機関との連携

食中毒が発生した時は、ナンブフードサービス株式会社（本社）はもとより下記の関係機関へ連絡、指示を受ける。

- | | |
|----------------------|--------------|
| ・ 泉佐野保健所 | 072-462-7982 |
| ・ 岬消防署 | 072-492-0119 |
| ・ 大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課 | 06-6944-9147 |

(2) 熱中症

①気象条件等に応じた対応

- ア 気象庁等熱中症情報サイトから情報確認をする
- イ 状況に応じ板活動プログラムの時間短縮、中止等の対応を検討する
- ウ 安全指導の周知徹底する

②活動時の対応

- ア 活動前、活動中、終了後等に水分・塩分補給を行い、利用者の体調確認を行う。
- イ 団体責任者と連携を密にし、安全な活動に取り組む。

③発生時の対応

ア 応急手当と確認

- ・ 病人の状況を確認する
- ・ 熱中症が疑われる場合は、水分・塩分補給、体温の冷却のほか、症状に応じ医療機関への搬送を行う。

イ 病人搬送

○公用車で搬送する場合

病院に連絡 . . . 施設名・電話番号・要請者氏名・年齢・症状の状況説明

○救急車を要請する場合

119番通報 . . . 施設名・電話番号・要請者氏名・年齢・症状の状況説明

- ・ 搬送先病院の確認
- ・ 引率者又は知人の付き添いを確認
- ・ 診断、治療の経過と結果の報告

5. その他の事故・事件

(1) けが人・病人の発生

①安全対策の徹底

- ア 施設の点検、整備、補修
- イ 活動プログラムの点検、評価
- ウ 安全指導の周知徹底

②発生時の対応

- ア 応急手当と確認
 - ・ けがの程度を確認する
 - ・ 病人の状況を確認する
 - ・ 病人の応急手当
 - ・ 負傷者の速やかな救出と応急処置
- イ けが人・病人搬送
 - 公用車で搬送する場合
 - 病院に連絡 . . . 施設名・電話番号
 - 要請者氏名・年齢・けが・病気の状況説明
 - 救急車を要請する場合
 - 119番通報 . . . 施設名・電話番号・要請者氏名・年齢
 - けが・病気の状況説明
 - ・ 搬送先病院の確認
 - ・ 引率者又は知人の付き添いを確認
 - ・ 診断、治療の経過と結果の報告

(2) 暴力行為

①暴力行為の通報があった場合及び見つけた場合

- ア 即座の対応
 - ・ 状況の把握
 - ・ 応援の要請
 - ・ 暴力行為の静止
- イ けがの応急措置
 - ・ 状況により、救急車の要請
- ウ 内容の把握
 - ・ 被害者からの事情聴取
 - ・ 加害者からの事情聴取
- エ 警察への通報

- ・状況により、警察へ出動要請
- オ 利用責任者から被害者家族に連絡
- カ 事故等報告書の提出

(3) 不法侵入

(1) 不審な者を見つけた場合

- ① 職務質問を行う。
 - ・用件、来所理由、身分の確認。
- ② 利用者以外で、正当な理由の無い場合は、退去してもらう。
- ③ 退去に従わない場合は、警察に連絡することを、相手に通告する。
- ④ 警察に通報する。

一定時間（20分程度）たっても退去しない時は、警察に事情を説明し、来所を要請する。

- ・淡輪交番（昼間のみ） 072-471-1234 内 513
- ・岬 交番（昼・夜間） 072-471-1234 内 510
- ・泉南警察。警備課 072-471-1234 内 463
- ・その他 110番通報

(4) 盗難

①施設内で盗難があった場合

- ア 状況の把握
- ・被害状況の把握
 - ・被害者から事情聴取
- イ 警察への通報
- ・状況により警察へ被害届
- ウ 防犯設備の強化
- ・建物内への侵入の防止
 - ・貴重品の金庫への保管
 - ・機械警備システムの導入
- エ 防犯体制の構築
- ・防犯体制の再構築、防犯責任者の選任、スタッフへの防犯指導、鍵の管理

(5) 個人情報等のセキュリティ

①ガイドラインの作成

当センターが保有する個人情報の取扱いについて、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

②安全管理措置

個人データの漏えい、滅失又はき損等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

ア 個人データの利用者及び利用方法の制限

イ 個人データの保管場所及び保管方法の制限

ウ 個人データの廃棄方法の制限

③管理方法の構築

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報に関するデータを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

ア PC個々にパスワードの設定を行う。

イ 個人情報の入った資料等は鍵のかかる保管庫・ロッカーで保管管理する。

ウ 個人データの保護を維持するために、前項の安全管理措置について、必要に応じて見直しを行う。

④漏えいが発生した場合の措置

個人情報の漏えいが発生した場合は、当該個人情報に類する個人情報の安全の確保を図るとともに、事実関係等を本人に速やかに通知し、再発の防止に努めるものとする。

(6) 危険動物等の侵入

野生動物と出合った場合の対応

①落ち着いて行動する。

②距離がある場合は、目を合わさないようにして、そっと立ち去る。

③急に大声を出さない。

・動物を興奮させない。(大声を出したり、物を投げつけたりしない。)

・動物に逃げる機会を与えるよう、心がける。

④走って逃げず、静かに退避する。

・動物は、人間よりも速く走ることができ、逃げるものを追いかける習性がある。

・目が合ってしまったら、動物から目を離さないようにして、背中を見せず、出来るだけゆっくりと後退する。

・動物との間に、立ち木などの障害物を、置ける位置に移動できれば、突進を防ぐことが出来る。

6. 設備安全管理上の事故

(1) 灯浮標

①緊急事態の発生

・係留索切断で流出

・不灯

| | |
|---------------------|--------------|
| ②緊急事態発生時の連絡 | |
| ・大阪海上保安監部 | 06-6751-0221 |
| ・大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課 | 06-6944-9147 |
| ・淡輪ヨットハーバー | 072-494-2335 |
| ・淡輪漁業組合 | 072-494-3069 |
| ③製造・管理者 | |
| (株)ゼニライトブイ 関西支社 | 072-761-2969 |

(2) 断水・漏水

| | |
|------------------------|---------------------|
| ①日常管理 | |
| ア | 配水管の漏水箇所を点検する。 |
| イ | 受水槽の水位を監視する。 |
| ウ | 業者に漏水調査を依頼する。 |
| エ | 給水メーターにより使用水量を管理する。 |
| ②漏水の対応 | |
| ア | 配水管の漏水箇所を点検する。 |
| イ | 受水槽・高架水槽の水位を監視する。 |
| ウ | 業者に漏水調査を依頼する。 |
| エ | 修繕の発注 |
| ③岬町から断水予告があった場合 | |
| ア | 原因・復旧見込を確認する。 |
| イ | 節水を呼びかける。 |
| ウ | 受水槽の水位の監視。 |

(3) ガス漏れ

| | |
|-----------------|--|
| ①日常管理 | |
| ア | プロパン庫の管理点検をする。 |
| イ | 常にガス漏れの臭気に注意する。 |
| ウ | ガス機器の整備点検をする。 |
| エ | 厨房用元栓の閉栓確認をする。 |
| ②ガス漏れの対応 | |
| ア | ガスの異常に気づく。 ・ガス漏れの臭気 ・ガスメーターの遮断 |
| イ | ガス漏れ箇所の特定に努める。 ・元コックを閉栓 ・火気使用禁止 ・窓を全開して換気 |

- ウ 原因不明の時
 - ・ 岬エルピーガス協同組合に連絡 072-492-3341
- エ 原因が解明出来てから復旧する。

(4) 停 電

①日常管理

- ・ 電気設備の管理・点検、及び表示

②施設で停電した時

- ア 原因の調査
 - ・ ブレーカー、配線、電気機器の点検
- イ 使用中の設備の点検
 - ・ エレベーター、シャワー、などの点検
 - ・ 玄関自動ドアー運転 手動開放
 - ・ パソコン消去データ確認、再入力作業
- ウ 利用者に対応状況など連絡

③広域の停電の場合

- ア 関西電力(株) 岸和田営業所に、原因・復旧見込みを確認 072-422-4701
- イ エレベーター
日本エレベーター製造(株) 大阪営業所 06-6441-8021

(5) 入浴施設の衛生管理

この衛生マニュアルは、旅館業法及び同法施行令、大阪府旅館業法施行条例、大阪府旅館業法施行細則他、指定管理により守るべき基準を定めることにより、入浴施設の衛生管理を図り、レジオネラ症等の発症を予防することを目的とする。

①入浴施設の衛生管理

- ア 日々の清掃の徹底
 - ・ 脱衣室内の床・壁・脱衣箱などの清掃
 - ・ 浴室内の床・浴槽・腰掛・洗い桶などの清掃
 - ・ 集毛器の清掃
- イ 浴槽水の塩素消毒
 - ・ 浴槽水の消毒については、塩素系薬剤を使用し残留塩素濃度を0.4～0.8 mg/lに保つ。
 - ・ 入浴施設を使用する場合は、使用前・使用中・使用後の3回以上、残留塩素濃度を測定する。

- ・測定値については、測定記録簿に記入し、3年間保管するものとする。
(担当者は、毎月測定記録を管理者に報告すること)

ウ 消毒装置の維持管理の徹底・基準不適合の場合の対応

- ・消毒装置の日々の点検及び薬剤の量の点検・補充
- ・ろ過器の消毒及び逆洗浄を1週に1回以上行うこと
- ・浴槽水の水質検査を年1回以上実施し、その結果を管理者に報告すること
なお、検査の結果、水質が旅館業法施行細則に定める基準に適合しなかった場合、ただちに保健所に事故報告を行う。

②事故発生時の対応

- ア 緊急事故が発生した時は、緊急連絡網にて関係機関に報告するとともに、浴場使用については、保健所の指示に従う。
- イ 入浴利用者に健康被害が発生した場合は、誠意を持って対応する。

③従業員の教育

- ・レジオネラ菌等による事故防止のための従業員教育の徹底を図る。

④関係協力機関との連携

レジオネラ菌等が発生した時は、ナンブフードサービス株式会社(本社)はもとより下記の関係機関へ連絡、指示を受ける。

- | | |
|---------------------|--------------|
| ・泉佐野保健所 | 072-462-7982 |
| ・岬消防署 | 072-492-0119 |
| ・大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課 | 06-6944-9147 |

(6) 高温時の熱中症対策

気温が31℃(暑さ指数WBGT28℃)を超えると、熱中症を発症する危険性が高くなる。常に気温の変化に注意するとともに、以下の熱中症対策を実施する。

気温が35℃(暑さ指数WBGT31℃)を超える場合には、センター職員と団体責任者で活動時間帯の変更や時間短縮、活動自体の中止等について相談した上で実施する。なお、熱中症の疑いのある場合は、緊急性をもって対応する。

① 利用団体への対応

- ア・体責任者に以下の予防策を伝え、注意を喚起する。
- ・運動する場合は定期的に休憩をとり、適宜、水分・塩分の補給を行なう。
 - ・体調不良や体力の低い人には無理に運動をさせない。
 - ・屋外では、必ず帽子を着用させる

・屋外での活動以外は、炎天下を避け、木陰や管内で過ごさせる。

- イ. 活動に際しては、センター職員と団体責任者と相互に連携し、安全な活動に取り組む。
- ウ. 団体責任者は常に参加者の健康状態を把握した上で、体調が良くない参加者には直に活動を中止させるよう伝える。
- エ. マリンプログラム実施中に体調不良者が出た場合、団体責任者または救助艇職員の判団で陸に搬送し、回復処置を行う。
- オ. 熱中症が疑われる場合は、センター休養室で回復処置を行うとともに、医療機関に連絡し、必要な場合は救急搬送を行なう。

② センタープログラム実施時の対応

- ア. プログラム実施前に健康チェックをして、体調不良の場合は無理に参加しないようにする。
- イ. プログラムの実施前後に水分・塩分の補給を行ない、活動中も適宜、補給する。
- ウ. センター職員は常に参加者の健康状態を把握した上で、体調が良くない参加者は直ちに活動を中止させて休息をとらせる等の回復処置をする。
- エ. マリンプログラム実施中においては救助艇職員に連絡して陸に搬送し、回復処置を行う。

③ 自主事業実施時の対応

- ア. 高温が予想される場合は、参加者の年齢、体力に合わせてプログラム内容を変更、中止する。
- イ. 屋外プログラムの服装は体温の上昇を抑えるものを選択し、帽子は必ず着用する。
- ウ. プログラムの実施前後に水分・塩分の補給を行ない、活動中も適宜、補給する。
- エ. 担当職員は常に参加者の健康状態を把握し、体調が良くない参加者は直ちに活動を中止させて休息をとらせる。
- オ. 屋外プログラム以外の時間帯は、できるだけ木陰か館内で過ごすようにする。
- カ. 事業期間中は毎日、起床および就寝時に健康チェックを行ない、体調不良者が出ないように参加者の健康管理を徹底する。

(7) 感染症対策

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する備品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定します。特に高頻度接触部位（テーブル・机、イスの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、ロッカー、自動販売機の自販機ボタン・取り出し口、トイレの便座・便座の蓋、トイレトペーパーのカバーや水洗レバーなど）について評価します。

② 飛まつ感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかなどを評価します。

③地域における感染状況のリスク評価

地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理・運営への影響について評価します。

自主事業実施に際して講じるべき具体的な対策

利用中に利用者全員に実施していただく事項

- ・ 利用当日の検温及び体調確認（出発前）・・・※1
- ・ 石鹸による手洗い及び消毒液による手指の消毒の徹底

※1…利用前日に次の症状がある場合は参加しないようお願いします。

- a 平熱を超える発熱
- b 咳、喉の痛みなど風邪の症状
- c だるさ、息苦しさ
- d 臭覚や味覚の異常
- e 体が重く感じる、疲れやすい
- f 感染症陽性者又は濃厚接触者との接触がある場合
- g 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

IV 緊急時連絡先一覧

1. 指定管理共同体・大阪府

| | | |
|--------------------|--------------|--|
| ナンブフードサービス（株） | 072-244-3541 | |
| 特定非営利活動法人 ナック | 06-4256-7178 | |
| 大阪府福祉部子ども家庭局青少年支援課 | 06-6944-9147 | |

2. ライフライン関係

| 連絡先 | 電話 | 備考 |
|----------------------|--------------|----|
| 関西電力（株）岸和田営業所 | 072-422-4701 | 電気 |
| 関西電気保安協会 大阪南支店 貝塚営業所 | 072-420-2727 | 電気 |
| 宮川工業 | 072-495-5137 | 水道 |
| 岬エルピーガス協同組合 | 072-492-3341 | ガス |
| 日電商会 | 072-242-6520 | 電話 |

3. 急報

| 連絡先 | 電話 | 備考 |
|---------------|--------------|-----------------------|
| 泉南警察署 | 072-471-1234 | 淡輪交番内 513 岬交番内 510 |
| 海上保安本部（海上保安庁） | 118 | |
| 大阪海上保安監部 | 06-6751-0221 | |
| 関西空港海上保安航空基地 | 072-455-1236 | |
| 岬消防署 | 072-492-0119 | |
| 泉佐野保健所 | 072-462-7982 | |

4. 関係機関・業者

| 連絡先 | 電話 | 備考 |
|----------------------|--------------|------|
| 淡輪ヨットハーバー（大阪府マリーナ協会） | 072-494-2335 | |
| 淡輪漁業組合 | 072-494-3069 | |
| 三晃商会 | 0725-41-3514 | 消防設備 |
| 日本エレベーター製造（株）大阪営業所 | 06-6441-8021 | |
| （株）ゼニライトブイ関西支社 | 072-761-2969 | 灯浮標 |

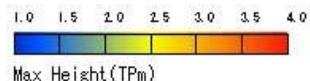
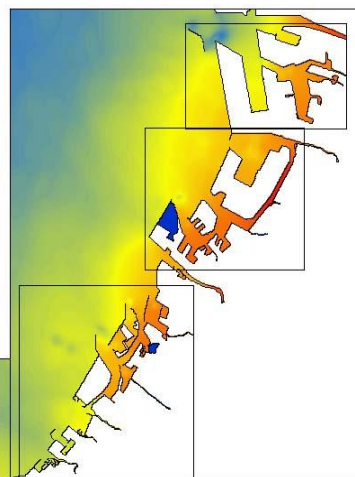
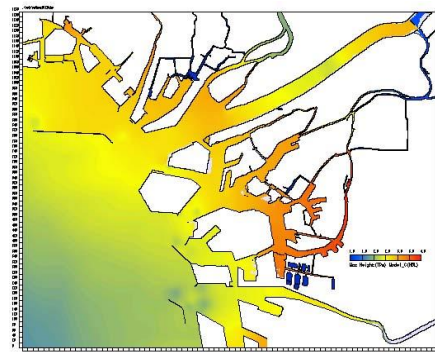
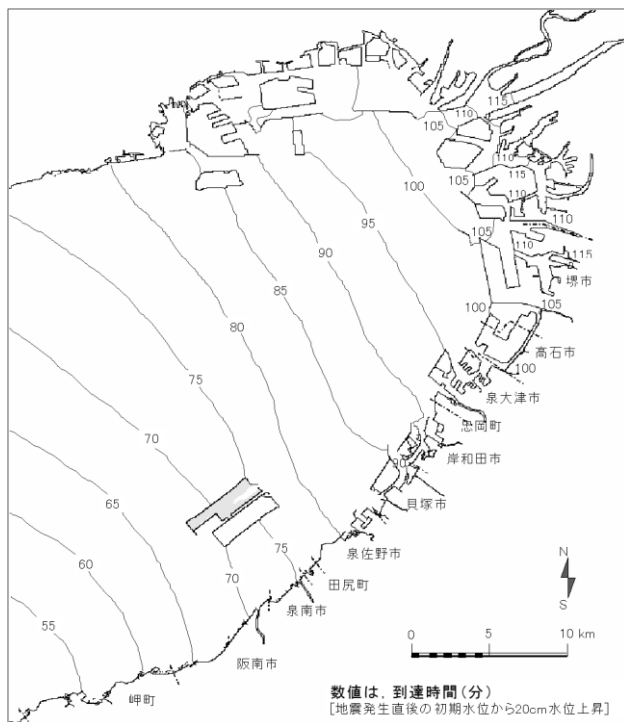
V 資料

(1) 津波避難経路

海洋センター 津波避難経路について

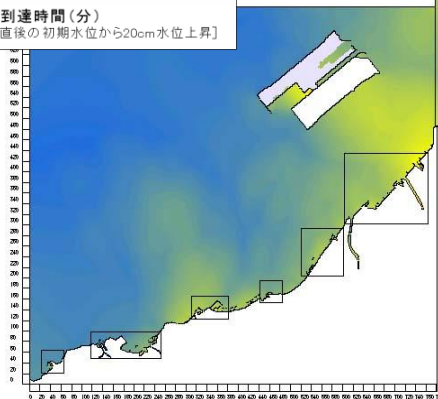
- ・大阪府災害・危機管理情報「東南海・南海地震の津波対策検討調査」によると、地震が発生した場合に予想される淡輪港への影響は、地震発生後約60分で津波の第一波(0.2m)が到達し、最大約4mの水位の上昇が予想されています。
- ・センターを利用されている方の避難については、以下の手順となりますのでご確認下さい。
 - ★地震による津波避難勧告(大阪府危機管理室より海洋センターに連絡)
 - ↓
 - ★センタースタッフが利用団体責任者に避難を指示
 - ↓
 - ★それぞれの活動場所から「海風館駐車場」に避難開始(裏面の避難経路図参照)
 - ↓
 - ★センタースタッフが残っている人がいないか確認
 - ↓
 - ★避難終了後、利用団体ごとに海風館駐車場にて人員点呼

[h15~16 東南海・南海地震津波予想]



<淡輪港への津波予測>

- ・到達時間…地震発生から60分後
 - ・最大水位…約4m
 - ・震度…M8クラス
- (大阪府地震被害想定資料から抜粋)



海洋センター 津波避難経路図



★経路①…集会展示棟・宿泊棟からの避難は→**屋内階段を通過**→駐車場→渡り廊下→「海風館駐車場」

★経路②…炊さん場・船着き場・グラウンド・体育館からの避難は→避難ゲートを通じて→入口案内所→階段→「海風館駐車場」

※上記の避難経路が使えない場合や車いすの避難については……の経路となります。
 ※海上プログラム実施中は船着き場へ上陸し、経路②を通過して避難してください。

(2) 被害状況報告書

被害状況報告書 第 報

令和 年 月 日 時 分 現在

様

大阪府立青少年海洋センター

報告者名 _____

連絡先 _____

| | |
|---------|--|
| 事故等の種類 | ・ 地震 ・ 火災 ・ 風水害 ・ 盗難 ・ 破損 ・ 犯罪 ・ 事故災害 ・ その他 () |
| 事故等発生日時 | 令和 年 月 日 () 時 分頃 |
| 事故等発生場所 | |
| 人的被害の有無 | 職員 有 () 人 ・ 無 ・ 確認中 利用者 有 () 人 ・ 無 ・ 確認中 その他 有 () 人 ・ 無 ・ 確認中 |
| 物的被害の有無 | 有 () ・ 無 ・ 確認中 |
| 事故等の内容 | |
| 事故等の原因 | |
| その他 | |

(3) 事故報告書

| 事 故 報 告 書 | | | | | | |
|--------------------|-----|-----|--|--|----------|--|
| 所 長 | 副所長 | 課 長 | | | 報告年月日 | |
| | | | | | 令和 年 月 日 | |
| | | | | | 報告者氏名 | |
| 本社決済欄 ※必要に応じ回覧 | | | | | 印 | |
| 1. 事故発生日時 | | | | | | |
| 2. 事故発生場所 | | | | | | |
| 3. 負 傷 者 | | | | | | |
| 4. 負傷の部位 及び状態 | | | | | | |
| 5. 事故の原因 及び発生状況 | | | | | | |
| 6. 処 置 | | | | | | |
| 7. 処置後の経過 | | | | | | |
| 8. 対 応 策 | | | | | | |
| 9. 特記事項 | | | | | | |

(4) 安全巡視点検表

| 大阪府立青少年海洋センター「安全巡視」点検箇所 | | | | | | | | |
|-------------------------|---------|----------|---------|----------|----------|------------|------------|------|
| 巡視日時 令和 年 月 日～ 月 日 | | | | 巡視者[] | | No.1 | | |
| 区分 | 点検項目 | 点検 | 点検項目 | 点検 | 点検項目 | 点検 | 点検項目 | 点検 |
| 宿泊管理棟 | 咸臨丸5階 | 4号室 | オーデイン5階 | 4号室 | サンタマリア5階 | 4号室 | ビクトリア5階 | 4号室 |
| | | 5号室 | | 5号室 | | 5号室 | | 5号室 |
| | | 6号室 | | 6号室 | | 6号室 | | 6号室 |
| | | ベランダ | | ベランダ | | ベランダ | | ベランダ |
| | | 洗面所 | | 洗面所 | | 洗面所 | | 洗面所 |
| | 障がい者トイレ | | | | | | | |
| | 男子トイレ | | 女子トイレ | | 男子トイレ | | 女子トイレ | |
| | 咸臨丸4階 | 1号室 | オーデイン4階 | 1号室 | サンタマリア4階 | 1号室 | ビクトリア4階 | 1号室 |
| | | 2号室 | | 2号室 | | 2号室 | | 2号室 |
| | | 3号室 | | 3号室 | | 3号室 | | 3号室 |
| | | ベランダ | | ベランダ | | ベランダ | | ベランダ |
| | | 洗面所 | | 洗面所 | | 洗面所 | | 洗面所 |
| 障がい者トイレ | | | | | | | | |
| 咸臨丸3階 | 7号室 | オーデイン3階 | 7号室 | サンタマリア3階 | 7号室 | ビクトリア3階 | 7号室 | |
| | ロビー | | ロビー | | ロビー | | ロビー | |
| | 非常口 | | 非常口 | | 非常口 | | 非常口 | |
| メイフラワ-5階 | 4号室 | インディバ-5階 | 4号室 | 3階中央 | 男子浴室 | 2階宿泊室 | ゲスト1号室 | |
| | 5号室 | | 5号室 | | 女子浴室 | | ゲスト2号室 | |
| | 6号室 | | 6号室 | | リネン室 | | ゲスト3号室 | |
| | ベランダ | | ベランダ | | 男子トイレ | | ゲスト4号室 | |
| | 洗面所 | | 洗面所 | | 女子トイレ | | 男子トイレ | |
| 障がい者トイレ | | | | 下足箱 | | 女子トイレ | | |
| 男子トイレ | | 女子トイレ | | 3階通路 | | 2階中央 | 手洗い場 | |
| メイフラワ-4階 | 1号室 | インディバ-4階 | 1号室 | 食堂 | 食堂内 | 地階:男子シャワー室 | 地階:男子シャワー室 | |
| | 2号室 | | 2号室 | | 手洗い場 | | 地階:女子シャワー室 | |
| | 3号室 | | 3号室 | | 男子トイレ | | | |
| | ベランダ | | ベランダ | | 女子トイレ | | | |
| | 洗面所 | | 洗面所 | | 障がい者トイレ | | | |
| メイフラワ-3階 | 7号室 | インディバ-3階 | 7号室 | | | | | |
| | ロビー | | ロビー | | | | | |
| | 非常口 | | 非常口 | | | | | |

※安全不備箇所は別紙で報告

大阪府立青少年海洋センター安全巡視点検箇所

| 大阪府立青少年海洋センター安全巡視点検箇所 | | | | | | | | |
|-----------------------|-----------------|--------------------|--------------------|------|---------------|------|------------------|----|
| | | | | | | No.2 | | |
| 区分 | 点検項目 | 点検 | 点検項目 | 点検 | 点検項目 | 点検 | 点検項目 | 点検 |
| 集会展示棟 | 屋上デッキ | | 大西洋 | | 日本海 | | 太平洋 | |
| | 屋上展望デッキ | | 北極海 | | 男子トイレ | | 資料室 | |
| | 操舵室 | | 南極海 | | 女子トイレ | | クラフト室 | |
| | 401号室 | | 地中海 | | 障がい者トイレ | | 海球儀下階段 | |
| | 4Fエレベーター前 | | インド洋 | | 展示室ロビー | | プログラム室 | |
| | 玄関ロビー～研修棟 | | ラウンジ | | 202号室 | | 控室 | |
| | 研修棟非常階段 | | 3F階段 | | 203号室 | | 1F階段 | |
| | | | | | 2F階段 | | 渡り廊下 | |
| 屋外① | 体育館: 出入り口 | | キャビン: 1階 | | キャビン: 男子トイレ | | マリンハウス | |
| | 体育館: フロア | | キャビン: 2階 | | キャビン: 女子トイレ | | マリンハウス周辺 | |
| | 体育館: プログラム室 | | キャビン: 3階 | | キャビン: 障がい者トイレ | | | |
| | 体育館: 倉庫 | | キャビン: 屋上 | | | | | |
| | 体育館: 機械室 | | キャビン: 周り | | | | | |
| 屋外② | 玄関前周辺 | | トレーニングルーム | | 白鳥棧橋 | | 海側通路(キャビン～食堂裏) | |
| | 海風館への上がり階段 | | 艇庫: A | | 白鳥境界柵 | | 避難経路(グラウンド～入口歩道) | |
| | グラウンドへの下り階段 | | 艇庫: B | | 観覧席 | | 体育館～食堂間の通路 | |
| | 玄関前通路(玄関～コーナー) | | 艇庫: C | | 西ポンツーン | | 集いの広場(デッキ・体育館前) | |
| | 駐車場 | | 艇庫: D | | 東ポンツーン | | 集いの広場(艦橋階段) | |
| | 駐車場: 男子トイレ | | 第1自炊場: デッキ下・水場 | | 東防波堤 | | ウインテ室 | |
| | 駐車場: 女子トイレ | | 第1自炊場: 食器庫 | | スロープ | | 艇庫前広場 | |
| | 入口通路(レンジャー～駐車場) | | 第1自炊場: まき置場 | | テーブルリフター | | 艇庫前テント | |
| | 海風館連絡通路-階段 | | 第1自炊場: イス・テーブル・テント | | かに広場 | | 歩道(レンジャー～マリンハウス) | |
| | さくら広場 | | 第2自炊場: カマド・水場 | | ちぬ広場 | | 遊歩道(駅へのタイル道) | |
| | プロバン庫 | | 第2自炊場: 食器倉庫 | | たこ広場 | | | |
| | ごみ集積所 | | 第2自炊場: そうじ用・物置 | | うみねこ広場 | | | |
| 車庫 | | 第2自炊場: イス・テーブル・テント | | 灰捨て場 | | | | |

※安全不備箇所は別紙で報告